輸入統計品目表第〇九・〇四項中

「

0904.20		—とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）		
	100	——小売用の容器入りにしたもの	KG	
		——その他のもの		
	210	———破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG	
	220	———破砕し又は粉砕したもの	KG	

」を

「

		—とうがらし属又はピメンタ属の果実		
0904.21		——乾燥したもの（破砕及び粉砕のいずれもしてないものに限る。）		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
0904.22		——破砕し又は粉砕したもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	

」に

改める。

輸入統計品目表第〇九・〇五項を次のように改める。

09.05		バニラ豆		
0905.10	000	—破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG	
0905.20	000	—破砕し又は粉砕したもの	KG	

輸入統計品目表第〇九・〇七項から第〇九・一〇項までを次のように改める。

09.07		丁子（果実、花及び花梗に限る。）		
0907.10		—破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
	100	——小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	——その他のもの	KG	
0907.20		—破砕し又は粉砕したもの		
	100	——小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	——その他のもの	KG	
09.08		肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類		
		—肉ずく		
0908.11		——破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
0908.12		——破砕し又は粉砕したもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
		—肉ずく花		
0908.21		——破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
0908.22		——破砕し又は粉砕したもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
		—カルダモン類		
0908.31		——破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
0908.32		——破砕し又は粉砕したもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
09.09		アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー		
		—コリアンダーの種		
0909.21		——破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
0909.22		——破砕し又は粉砕したもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
		—クミンの種		
0909.31		——破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
0909.32		——破砕し又は粉砕したもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
		—アニス、大ういきよう、カラウエイ又はういきようの種及びジュニパーベリー		
0909.61		——破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
0909.62		——破砕し又は粉砕したもの		
	100	———小売用の容器入りにしたもの	KG	
	200	———その他のもの	KG	
09.10		しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料		
		—しようが		
0910.11		——破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
	100	———塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	KG	